

<真野>

大津市社会福祉事業団真野ヘルパーステーション  
指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス事業所運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日大津市条例第15号）及び大津市介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱に基づき、社会福祉法人大津市社会福祉事業団真野ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び事業対象者（以下「要介護者等」という）の心身機能の維持・向上並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、適正な指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 この事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護予防訪問介護相当サービスの提供にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性、柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを中心としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

- 一 名 称 大津市社会福祉事業団 真野ヘルパーステーション
- 二 所在地 大津市真野四丁目24番38号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 利用者40人又はその端数が増すごとに1人配置する。  
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成を行う。
- 三 訪問介護員等 常勤換算で2.5名以上

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は、大津市社会福祉事業団の就業規則に準じて定める。

- 一 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし12月29日から1月3日まで及び理事長の定める休業日を除く。なお、サービスの提供は営業日以外の日も行う。
- 二 営業時間は、8時30分から17時15分までとする。ただし、指定訪問介護のサービスの提供は6時から24時まで、介護予防訪問介護相当サービスのサービス提供時間は8時から18時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護等の内容及び利用料等)

第7条 訪問介護等の内容は次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、指定訪問介護においては厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防訪問介護相当サービスにおいては大津市長が定める額とする。当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額を利用者の負担とする。

(※厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示額）及び大津市長が定める額は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

- 一 身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護）
- 二 生活援助（調理、洗濯、掃除、買い物等）
- 三 身体介護及び生活援助の見守り的援助

2 通常の業務の実施地域以外の利用者に対して行う訪問介護等に要した交通費は、要した交通費の実費を徴収する。また、自動車を使用した場合は次の額を徴収する。

- |   |         |
|---|---------|
| 一 通常の業務の実施地域を越えた地点から片道 10km未満             | 500 円   |
| 二 通常の業務の実施地域を越えた地点から片道 10km以上 30km未満      | 1,000 円 |
| 三 30km以上 10km毎に 500 円                     |         |
| 四 タクシーを利用した場合は、通常の業務の実施地域を超えた地点から実費負担とする。 |         |

3 サービス提供についての記録の複写物を必要とする場合、1枚につき10円を徴収する。

4 サービスの利用予定日の前日午後5時までに利用の中止の申し出がない場合、取消料1回につき1,500円をお支払いいただく場合がある。（ただし、利用者の体調不良等やむを得ない場合は除く）

5 前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大津市内の次の小学校区とする。

小松、木戸、和邇、小野、葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東、雄琴学区とする。

#### (事故発生時の対応)

第10条 サービス提供により事故が多発した場合は、市町村、利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必用な措置を講じるものとする。

#### (苦情処理体制)

第11条 提供したサービスに係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を措置するものとする。

2 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を1年に1回以上実施する。
- ③虐待の防止に関する責任者の選定及び設置をする。
- ④成年後見制度の利用支援を推進する。
- ⑤苦情解決体制の整備を行う。

#### (感染症対策等)

第13条 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者へ周知する。
- ②事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努める。

#### (業務継続計画の策定等)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるように努める。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努める。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うように努める。

#### (身体拘束等の禁止)

第15条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ②身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 繼続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする
- 4 訪問介護等を運営する法人の役員、管理者及びその他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならない。また事業の運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。